

12/
9～16議会議務局から
平成28年第4回町議会定例会

【議案等表決結果一覧表】

議案番号	件名	議決の結果
第75号議案	愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
第76号議案	愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第77号議案	愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第78号議案	愛南町福祉タクシー助成条例の一部改正について	原案可決
第79号議案	愛南町指定地域密着サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第80号議案	愛南町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第81号議案	愛南町廃棄物の適正処理及び清掃等に関する条例の一部改正について	原案可決
第82号議案	愛南町環境衛生センター条例の一部改正について	原案可決
第83号議案	愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例の制定について	原案可決
第84号議案	愛南町漁船漁具保全施設条例の一部改正について	原案可決
第85号議案	愛南町簡易水道事業の設置等に関する条例及び愛南町簡易水道事業給水条例を廃止する等の条例の制定について	原案可決
第86号議案	H28愛南地区漁港施設機能強化工事請負契約の変更について	原案可決
第87号議案	H28船越漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更について	原案可決
第88号議案	愛南町防災行政無線同報系デジタル化整備事業工事請負契約について	原案可決
第89号議案	平成28年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
第90号議案	平成28年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
第91号議案	平成28年度愛南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
第92号議案	愛南町山出憩いの里温泉の指定管理者の指定について	原案可決
第93号議案	愛南町ゆらり内海の指定管理者の指定について	原案可決
第94号議案	愛南町御荘老人福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
第95号議案	愛南町増田コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決
第96号議案	愛南町中川コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決
第97号議案	愛南町広見コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決
同意第7号	愛南町副町長の選任について	原案同意
同意第8号 ～9号	愛南町教育委員会委員の任命について(2件)	原案同意
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
請願第1号	TPP協定の慎重審議と農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願書	不採択

本議会の審議の結果は次のとおりです。

- ☑ 同意第7号により副町長に岡田敏弘氏(増田)を選任することに同意しました。
- ☑ 同意第8号及び9号により愛南町教育委員会委員に中野照文氏(下久家)、酒井平雄氏(長月)を任命することに同意しました。
- ☑ 諮問第4号により人権擁護委員に寺岡知子氏(蓮乗寺)を適任としました。
- ☑ 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に清水雅文町長を指名推選にて選出しました。

【一般質問】 5名の議員が一般質問を行いました。

土居 尚行	①高齢者福祉事業について ②四国8の字ルートの進捗状況 ③農業問題
渡辺 知彦	①TPP(環太平洋経済連携協定)について ②愛南町文化祭について ③地域医療について
草木原 由幸	①愛南町の防災教育について ②「ツールドあいなん」の終了について
原田 達也	①ドクターヘリ運航開始に伴う本町の体制について ②労働力の確保について
西口 孝	①防災について ②介護予防・日常生活支援総合事業への移行について ③就学援助の拡充を求めることについて

総務文教常任委員会所管事務調査報告

【図書館】

平成28年11月9日～10日に、図書館について調査検討するため、先進地である佐賀県伊万里市民図書館と武雄市図書館を視察研修した結果を、浜本元通委員長が第4回議会定例会で報告しました。

【調査結果】

本町の図書館については、人口や建物、蔵書量を考えれば先進地の図書館をそのまま当てはめて考えることはできないものであり、図書館に対する住民の意識や意見を十分に深め、愛南町にとってよりふさわしい図書館のあり方を検討する必要がありますと考える。

なお、図書館建設懇話会が設置され検討されていることから密度の濃い議論を期待するとともにその状況を注視していきたいとの意見もあつたことを付け加える。



産業厚生常任委員会所管事務調査報告

【産業振興(特区等)】

平成28年11月21日～22日に、産業振興(特区等)について調査検討するため、先進地である兵庫県養父市と篠山市を視察した結果を、坂口直樹委員長が第4回議会定例会で報告しました。

【調査結果】

国家戦略特区は、経済社会の構造改革を重点的に推進し、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から規制改革を行うものであり、補助金制度が無く、国主導の感が強いと思われることから、愛南町においては、特区だけを見据えた取り組みはそぐわないと思われる。本町の産業振興を図るうえでは、町独自のもの、取り組みを見つけ出し、その中で検討していかねばならないと思われる。また、特区が必要となつた際には、

トップのリーダーシップによる国等への働きかけが重要であると考えられるものである。



防災対策課から

事前の共助で命を守る 230人が参加。愛南町防災フォーラム

12月11日、御荘文化センターで平成28年度愛南町防災フォーラムを開催しました。

フォーラムでは、4月に起こった熊本地震の教訓を踏まえて「命を守る」行動について考えようと、清流の国ぎふ防災・減災センター地域減災コーディネーター村岡治道氏の講演や「事前の備えと自助・共助」と題したパネルディスカッションを行いました。

村岡氏は講演で「共助が成り立つ大前提は、全員無傷で逃げ切ることです。津波対策は第二関門。第一関門は我が家に潰されないことです。そのためには事前の共助が有効。家具転倒防止、ガラス飛散防止などは地域でもできること。自分ごととして受け止めてほしい。意識を変えてください」と呼びかけました。



パネルディスカッションには宇野誠之さん(中浦小学校教諭)、鷹野正志さん(愛南町消防団 団長)、長田亜紀さん(上級保健師)、馬詰圭祐さん(特別養護老人ホーム自在園 生活相談課長)の4名のパネリストが登壇して活動を報告しました



清流の国ぎふ防災・減災センター地域減災コーディネーターの村岡治道さん。熊本地震を踏まえて事前の共助の有効性を語りました

生涯学習課から

えひめ国体の炬火名を募集します

愛顔つなぐえひめ国体では、大会のシンボルとして総合開会式が行われるニンジンニアスタジアムに火が灯されます。この火は炬火といい、オリンピックでいう「聖火」に当たるもので、愛媛県下の各市町で採火された炬火の一つにして誕生させます。愛南町でも採火を行います。「愛南町の火」(炬火)を誕生させます。その「愛南町の火」に名前をつけてみませんか。愛南町の歴史、文化及び自然などの魅力をPRするもので、愛南町らしさを表したものを募集します。

規格等 炬火名は「〇〇〇〇の火」とし、文字数は20字以内とします。「〇の火」は20字に含みません。

募集期間 3月10日(金)まで

応募資格 町内に在住の方や通勤、通学している方

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス、電子メール、持参により応募

問合せ

愛顔つなぐえひめ国体愛南町

実行委員会(生涯学習課)

TEL 7311112

高齢者支援課から

介護相談員を募集します

愛南町では、介護サービスの質の向上を目的に平成27年度から介護相談員派遣事業を実施しています。介護サービス提供の現場を訪問し、利用者の疑問や思いをくみ取って事業者にフィードバックし、事業者、利用者及び保険者等の橋渡し役を担っていただける「介護相

談員」を追加募集します。相談員として活動していただける方(一定の研修受講が必要は、お気軽にお問い合わせください)。

募集人数 2名

募集期間 2月6日(月)から2月28日(火)まで

問合せ

高齢者支援課

TEL 7217325

介護保険 要支援1・2の方が利用できるサービスが変わります

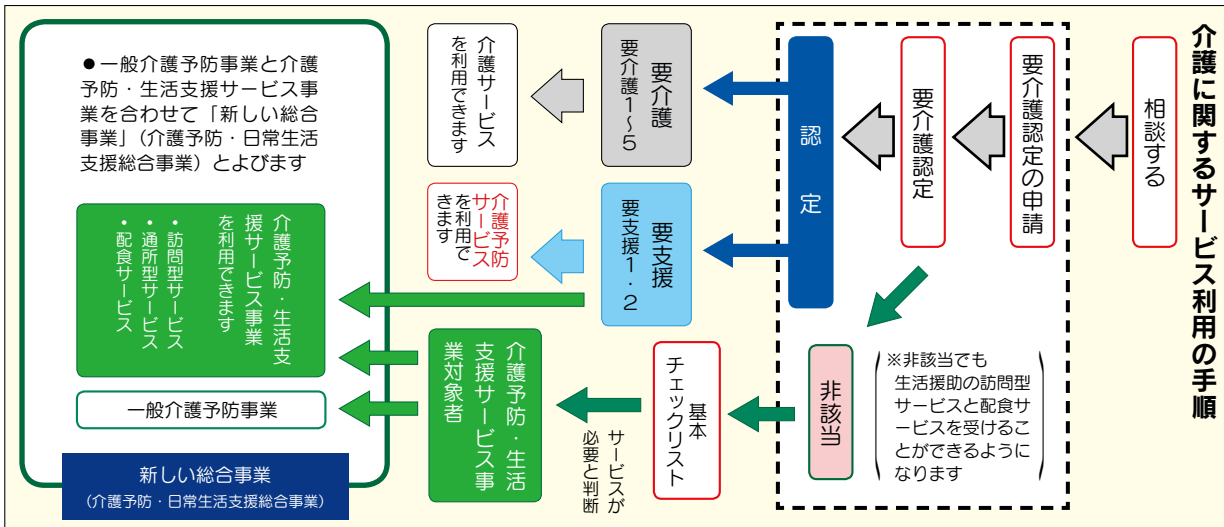
平成29年度から、介護予防サービスの一部が介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行します。

新しい総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とし、サービスの多様化を図るものです。いままで介護予防サービスで利用していた「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行し、介護予防・生活支援サービス事業として利用できます。

現在、ホームヘルプとデイサービスを利用されている方は、要支援認定更新時に順次移行することになります。

問合せ 高齢者支援課

TEL 727325



愛南町障がい者相談支援事業についてお知らせします

障がい者相談支援事業は、障がいのある方やそのご家族などからのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供・助言・福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行い、その人らしい生活が送れるよう支援する事業です。

愛南町障がい者（児）相談支援

相談支援事業所の相談日 ※土・日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く

センターでは、随時相談を受け付けているほか、4事業所に障がい者相談支援事業を委託し、実施しています。地域で暮らす中での困りごと、仕事のこと、経済的なことなどについて、電話や窓口でお気軽にご相談ください。

事業所	相談日時	主な対象者
地域活動支援センターいろいろ	月曜日～金曜日 8時30分～17時	精神障害
愛南町城辺甲204番地1 70-1070	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	知的障害 児童
指定特定相談支援事業所 いちこの里	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	児童
愛南町中川1410番地1 84-3346	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	身体障害
愛南社協相談支援事業所	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	身体障害
愛南町御荘平城2139番地 72-3547	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	身体障害
南愛媛療育センター	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	児童 発達障害
北宇和郡鬼北町永野市1607番地 (0895)45-1101	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	児童 発達障害
愛南町障がい者（児）相談支援センター	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	全般
愛南町城辺甲2420番地 72-11212	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	全般

町民課から

◆ 柔道整復等の正しいかかり方についてお知らせします

柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受ける方へ

種類	保険が使える施術	注意事項
柔道整復 (整骨院・接骨院)	・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要。)	負傷の原因を正しく伝えましょう。 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。
あんま・マッサージ	・筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状	医師の同意書が必要で歩行困難などで通院ができない理由がある場合で、医師が同意したときは、往療料も医療保険が使えます。
はり・きゅう	・神経痛 ・腰痛症 ・五十肩 ・リウマチ など	

※単に、日常生活での疲れや肩こり(疲労回復・気持ちがいいから受けるもの)の慰安目的については、保険の対象外(全額自己負担)です。

商工観光課から

「販売促進講演会」を開催します

農林水産業に従事されている 受講可能です。
 事業者や生産者を対象とした販 日時 2月13日(月) 15時
 売促進講演会を開催します。商 場所 御荘文化センター 2階
 品づくり等に関するノウハウ 大研修室
 や、四国経済産業局職員による 定員 50名
 中小企業や個人事業者に対する 受講料 無料
 各種支援制度についてお話し 申込み・問合せ
 いただきます。事業者以外の方も 商工観光課 TEL 7217315

◆ 後期高齢者医療の資格の手続きについてお知らせします

次の場合には、町民課または各支所の窓口へ届出をしてください。

こんなとき	届出に必要なもの
県外から転入したとき	負担区分等証明書
県外へ転出するとき	保険証
県内で住所が変わった時	保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
一定の障がいがある方が65歳になったとき、または一定の障がいのある状態となったときで認定を希望されるとき(65歳から74歳の方)	各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)等障がいの程度が確認できる書類
住民税非課税世帯の方で、「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けるとき	保険証

いずれの届出も「届出に必要なもの」以外に、次のものをお持ちいただく必要があります。

窓口に来る人	必要なもの
本人	本人確認書類・マイナンバー確認書類・印かん
代理人(家族等)	・代理人の本人確認書類・委任状・本人(被保険者)のマイナンバー確認書類・印かん

問合せ 町民課 TEL 7217300

愛南町就職支援センターから

就労支援のためのパソコン教室を開催します

期間 3月6日(月)～3月23日(木) した場合は、面談により決定します。
 の間の毎週月・木、計6回 受講料 無料
 時間 19時～21時 ※全日程の 申込締切 2月27日(月)まで
 受講が必須です。 応募資格等については、お問い合わせください。
 ※20日(月)は21日(火)に振り替えます。 問い合わせ
 受講場所 城辺公民館(城の辺 愛南町就職支援センター
 学習館) 定員 8名程度 ※定員を超過 学 習 館 TEL 7211244

「元気歯つらつコンクール」町内から3人が受賞

80歳以上でご自分の歯が20本以上ある方を表彰する「元気歯つらつコンクール」(愛媛県・愛媛県歯科医師会の共催)で三浦定さん(久良)が優秀賞、本多忠さん(久良)と猪野とよ子さん(福浦)が入賞を受賞しました。

受賞された皆さんは、若いころから歯の健康に気を付け、定期的な歯科検診や歯のクリーニングなどを行っていました。



〈三浦さん〉



〈本多さん〉



〈猪野さん〉

自分の歯が20本以上残っていれば、硬い食品でもほぼ満足に噛めると言われています。自分の歯で食べる楽しみを持ち続けるためにも、歯の健康に気をつけましょう。

〈優秀賞〉

三浦 定さん(久良)

〈入賞〉

本多 忠さん(久良)

猪野 とよ子さん(福浦)

な～しくん宛に年賀状がたくさん届きました

愛媛県内はもとより、遠くは北海道や九州などからもお送りいただきました。本当にありがとうございました。

これからも愛南町のPR、頑張るけんな～し!



問合せ 商工観光課 TEL 72-7315

「ほうちよう汁作り体験」の参加者を募集します



す。南予の代表的な郷土料理をみんなで一緒に作りませんか。

日時 2月18日(土) 10時から

(雨天中止)

場所 旧満倉小学校
定員 10名(先着順)
体験料 1人 1,000円

申込締切 2月14日(火)まで

問合せ 農業支援センター

TEL 72-7311

「行政改革推進委員会」の委員を公募します

愛南町では、「行政改革推進委員会」の委員を公募します。申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

委員の名称	行政改革推進委員会委員
職務の内容	行政改革の推進に関する事項の審議
報酬等の条件	日額7,000円(交通費支給有)
公募人数	2名(委員定数10名)
任期	平成29年4月1日～平成31年3月31日まで
応募資格	町内在住で20歳以上の方
募集期間	2月3日(金)～2月28日(火)

総務課 TEL 72-1211

保健福祉課から

児童手当の支給についてお知らせします

2月15日は児童手当の支給日です。対象の方にはすでに書面でお知らせしておりますとお
り、今回、支払通知書は送付し

ません。通帳を記帳して入金をご確認ください。

問合せ
保健福祉課 TEL 7211212

町民課から

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利でおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用されま
すと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れも
なくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納(4月分〜9月分・10月分)〜翌年3月分・1年前納(4月〜翌年3月分)2年前納(4月〜翌々年3月分)もあり、大変お得です。
なお、6ヶ月前納(4月分〜9月分)・1年前納・2年前納のお申込み期限は平成29年2月末までです。

口座振替をご希望の方は、年金手帳または基礎年金番号がわかる書類、通帳、金融機関の届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関・年金事務所または役場でお申し出ください。

問合せ
宇和島年金事務所国民年金課
TEL 089512215344
町民課 TEL 72173000

今月の社会保険

年金一日相談(予約制)

○2月17日(金)

10時〜15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

電話受付対応時間

8時30分〜17時15分

総務課から

交通災害共済の加入手続きについてお知らせします

交通災害共済は、交通事故などに遭われた際に災害見舞金などが支払われる公的共済制度です。

共済掛金(年額)

一般 700円
中学生以下 300円

加入口数

1名につき1口に限りま

共済期間

平成29年4月1日

〜平成30年3月31日

※期間途中に加入された方は、掛金を納めた日の翌日から平成30年3月31日までとなります。

加入資格

・町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方
・共済加入者の被扶養者等で町外に居住されている方

申込受付期間

3月1日(水)から

申込用紙の配付

平成28年度に加入された方には、2月末に配付します。

申込先

総務課、各支所または所定の金融機関

問合せ

総務課 TEL 7211211

税務課等から

2月納税等のお知らせ

固定資産税	4期分/4期分
国民健康保険税	9期分/10期分
介護保険料	9期分/10期分
後期高齢者医療保険料	8期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されま
すと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

- 町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。
- 上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

町営住宅の入居者募集について お知らせします

現在、空室となつている町営住宅の入居者を募集します。

種別	管内	住宅名称及び所在地	構造 年月日	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ 受信
公営住宅	城辺	三島団地4号棟(2階2号室) 城辺乙669番地	RC造3階建 昭和50年	3DK 59.30㎡	9,200円～ 13,700円	有	○
	御荘	中浦団地(1階1号室)(1階5号室) (3階7号室) 中浦1677番地1	RC造3階建 昭和53年	3DK 56.30㎡	9,100円～ 13,600円	有	○
特定公共賃貸住宅	城辺	猿田団地(3階6号室) 城辺甲3851番地1	RC造3階建 平成7年	3DK 73.98㎡	53,000円	有	○
	西海	久家団地(1階3号室)(3階2号室) 久家23番地1	RC造3階建 平成8年	3LDK 94.94㎡	37,000円	有	※

※テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

①単身者でも申込みできる場合もありますが、世帯を有している方を優先します。

②入居には連帯保証人が2名必要で、敷金は月額家賃の3か月分、共益費は別途必要です。なお、入居まで多少時間のかかる住宅もあります。

公募住宅の概要(上表のとおり)

申込受付期間

2月9日(木)～17日(金)

入居者資格 (次の条件をすべて満たしている方)

(1)住宅にお困りで、町内に居住を希望する方

※持ち家のある方は原則として申込資格はありませんが、特別な事情がある場合はご相談ください。ただし、公営住宅に住んでいる方は公営住宅への入居資格はありません。

(2)町税等を滞納していない方

(3)暴力団員でない方

※ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(4)収入基準(月額所得)

【公営住宅】 15万8千円以下の方

【特定公共賃貸住宅】

15万8千円以上

～60万1千円以下の方

申込先

各団地(住宅)ごとでの申込みとなり、建設課または各支所で入居の申込手続きが行えます。

問合せ

建設課 TEL 72-7313

産業用再生可能エネルギー発電設備設置を お考えの皆さまへ

これまでの「愛南町再生可能エネルギー発電事業指導致要綱」に代わり、平成28年12月9日付けで「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する条例」が公布されました。対象となる事業と主な変更点は次のとおりです。

対象となる事業

事業区域の合計面積が500㎡以上である再生可能エネルギー発電事業

主な変更点

- (1)着工90日前までに届け出ること
- (2)届出前に町への事前協議、地区への説明会を行うこと
- (3)一定の区域で発電事業を行わないよう協力を求めることができること
- (4)発電事業終了後、設備を撤去すること

届出内容等、詳しくはお問い合わせください。

問合せ

環境衛生課 TEL 72-7316

人権擁護委員のお知らせ

1月1日付けで、法務大臣から山本映子^{えいこ}さん(城辺甲)が人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された私たちの町の相談パートナーです。暮らしの中の悩みや心配ごと、困りごとのある方は、ぜひ人権擁護委員にご相談ください。

問合せ

町民課 TEL 72-7300

松山地方法務局宇和島支局

TEL 0895-2210770

企画財政課から

行政評価委員会から答申書が提出されました

【行政評価とは？】

行政が実施する事業について、「どのような成果があったか」「必要性や効率性はどうか」などの視点から評価をする手法で、行政自身のみならず、住民で構成する「行政評価委員会(委員長 中山 孝二さん)」により客観的・多角的に評価を行っています。

【行政評価委員会による

審議経過・結果】

行政評価委員会は、平成27年度に実施した5つの事業について、担当課へのヒアリングなど計3回にわたり審議を行い、平



成28年12月19日に町長に答申を行いました。

今後は、答申を受けて庁内で検討し、それぞれの事業に反映させていただきます。

番号	事業分野	事業名	評価
1	子育ての環境の充実	地域子育て支援拠点事業	このまま継続
2	水産業の振興	ICT活用による次世代型水産業の確立と普及促進事業	このまま継続
3	農林業の振興	野菜産地化推進事業補助事業	このまま継続 ／拡大
4	商工業の振興	愛南の粹な土産商品開発・発掘・PR事業	このまま継続
5	学校教育の充実	中学生海外研修事業	このまま継続

※詳しくは、愛南町ホームページに掲載の「平成28年度行政評価諮問事業に係る答申書」をご覧ください。

問合せ

企画財政課 TEL 7217317

高齢者支援課から

福祉タクシー助成事業が拡充になります

交通が不便なお年寄りのために、タクシー料金の一部を助成していますが、4月1日から助成対象条件の距離を「500m以上」から「300m以上」に改めます。

対象者

当該年度4月1日において、満70歳以上のお年寄りか、満65歳以上で2級以上の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、乗合バスとコミュニティバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から300m以上家が離れている方。

ただし、他のタクシー料金助成制度利用者は助成対象となりません。

券の種類

利用者が居住する次の行政区と、乗合バスとコミュニティバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から家までの距離で券の種類は異なります。

- (1) 1,500円券 脇本、中玉
- (2) 1,000円券 猿鳴
- (3) 800円券 左右水、大浜

(4) 500円券 その他の行政区
交付枚数
利用者1人につき年間50枚を限度とします。

利用の範囲

町内の移動に限り、利用1回につき1枚、1日1往復を限度とします。

申込先

申込み用紙に必要な事項を記入、捺印のうえ、1年以内に撮影した縦横2cmの顔写真を添えて、3月1日以降、高齢者支援課または各支所まで提出してください。

なお、現在交付されている「福祉タクシー登録証」に貼付けの顔写真の再使用は不可とし、毎年度申込み手続きが必要です。

※申込み用紙は高齢者支援課または各支所に備え付けておりますが、町のホームページからも取得できます。

問合せ

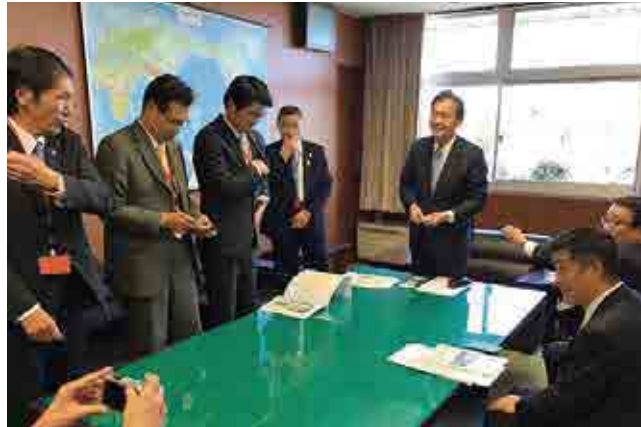
高齢者支援課

TEL 7217325



高速道路「四国8」の字ネットワークの 早期整備促進要望を行いました

12月2日に四国西南地域道路整備促進協議会(会長 清水雅文^{あみ}愛南町長)が、東京の国土交



国土交通省 末松副大臣(写真中央)に要望を行う清水町長(写真左側から) 山下愛南町議長、福本四万十市副市長 中平宿毛市長、清水愛南町長 末松副大臣、山本順三参議院議員 井原巧参議院議員



国土交通省にて要望活動を行うヤング亜由美さん

通省など関係機関に出向き道路整備促進要望を行いました。要望活動には2名の国会議員と清水愛南町長、中平宿毛市長、福本四万十副市長のほか、今回は愛南町商工会からヤング亜由美さんも参加。南海トラフ地震等災害時の『命の道』の重要性などを説明し、高速道路「四国8」の字ネットワークの早期整備促進について強く要望しました。

歯の健康づくり優良校を紹介します

愛南町では、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、乳幼児期からの歯の健康づくりに取り組んでいます。

各保育所、学校の歯科検診の結果、むし歯ゼロ率の高かった保育所、学校を紹介します。

歯の健康づくり優良校

中学校の部		小学校の部			保育所・幼稚園の部			（むし歯ゼロ率）
内海中学校	城辺中学校	船越小学校	福浦小学校	緑小学校	城辺保育所	船越保育園	家串保育所	
(92.9%)	(94.7%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(72.2%)	(82.4%)	(90.0%)	



これからもしっかり歯みがきをして、むし歯のないきれいな歯をまもりましょう！

愛南町健康キャラクター げんきくん

心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

2月8日(水)14時～16時
御荘老人福祉センター

無料法律相談

無料で司法書士が相談をお受けします。

1回の相談人数は5人までで事前に予約が必要です。定員に達した場合は受付を終了します。

2月16日(木)14時～16時
御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所(TEL70-1251)までお問い合わせください。